

製造業育成就労外国人材受入れ協議・連絡会
運営要領

令和 8 年 5 月 8 日

製造業育成就労外国人材受入れ協議・連絡会決定

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針(令和 7 年 3 月 1 1 日閣議決定)に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律(平成 2 8 年法律第 8 9 号。以下「育成就労法」という。)第 5 4 条第 5 項の規定に基づき、工業製品製造業分野における分野別協議会(製造業育成就労外国人材受入れ協議・連絡会(以下「協議・連絡会」という。))の組織及び運営に関し、次のように定める。

(目的)

第一条 協議・連絡会は、構成員相互の連絡及び連携の緊密化を図るとともに、構成員に対する育成就労制度の趣旨、外国人材受入れに関する施策などの情報及び優良事例等の周知並びに育成就労制度に係る課題の把握及び対応方策についての検討及び協議を行うことにより、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護並びに育成就労外国人の受入れ状況に係る地域差の発生の抑止に貢献することを目的とする。

(組織)

第二条 協議・連絡会の構成員は、次に掲げる者とする。

- 一 経済産業省
- 二 法務省、警察庁、外務省及び厚生労働省(以下「制度関係機関」という。)

- 三 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等（令和8年経済産業省告示第62号）（以下「上乘せ基準告示」という。）第2条の登録を受けた法人
- 四 地方公共団体、経済団体その他の団体（協議・連絡会の目的に賛同し、協議・連絡会の行う情報把握や周知等に協力する能力を有すると第一号に定める構成員が認めるものに限る。）
- 五 外国人技能実習機構（外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構。以下、同じ。）

（構成員の義務）

第三条 前条第3号に該当するものとして構成員となった者は、協議・連絡会の方針等を踏まえ、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）の育成就労外国人を雇用する育成就労実施者若しくは育成就労実施者になろうとする者又は監理支援機関（以下「育成就労実施者等」という。）に対し、協議・連絡会の求めに応じて指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査等を行うこと
 - 二 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる産業のうち、育成就労の上乗せ基準告示第12条第1号、第17号、第19号、第58号、第75号（RPF製造業に限る。）又は第76号に掲げるものを行っている育成就労実施者等に対し、外国人技能実習機構と協力して、協議・連絡会において協議が調った事項に関する措置を講じさせること
- 2 前条第4号に該当するものとして構成員となった者は、協議・連絡会の求めに応じ、協議・連絡会が行う情報の周知及び調査に協力するよう、努めるものとする。

- 3 第1項第1号により、育成就労法令、出入国若しくは労働に関する法令又はその他の関係法令の規定に違反する事例を覚知したときは、構成員は必要な措置を講じなければならない。

(主宰及び事務局)

第四条 協議・連絡会は、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官が主宰するものとし、その庶務は経済産業省製造産業局製造産業戦略企画室が処理する。

(会議の招集)

第五条 主宰者は、必要に応じ、構成員を招集し、会議を開催することができる。

- 2 前項の場合において、主宰者は、構成員のうち、会議の議事に関係する者（以下「参加者」という。）のみを招集することができる。
- 3 主宰者は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に参加させることができる。
- 4 主宰者は、議事の内容を記載した書面又は電子メールの送付その他の方法により参加者に周知することにより、会議の開催に代えることができる。

(協議・連絡等)

第六条 協議・連絡会は、製造業分野の育成就労外国人の受入れに係る実情を踏まえ、次に掲げる事項について協議又は連絡等を行う。

- 一 育成就労外国人の受入状況、課題及び不正行為の状況並びに対応策
- 二 育成就労外国人の受入れに係る優良事例等
- 三 育成就労外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することを防止することに資する措置

- 四 育成就労実施者等が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置
- 五 1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者が講じる待遇向上策
- 六 その他育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する情報及び取組

(議事の公開等)

第七条 会議は、原則として公開とする。ただし、主宰者が、会議の議事の内容に鑑み、公開とすべきでないとする場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に基づき、議事を公開しない場合には、議事を公開しないこととした理由を公開するものとする。ただし、その理由を公開することが、個人若しくは法人の権利利益を著しく害する場合又は他国との信頼関係が損なわれるおそれがある場合、公にすることにより率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある場合その他公益を損なうおそれがある場合は、この限りでない。

(入会)

第八条 協議・連絡会の構成員になろうとする者（第2条第4号に掲げる者に限る。）は、経済産業省が定める方法により、次に掲げる事項を事務局宛に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 その他別に定める申請様式で定める事項

2 主宰者は、協議・連絡会の目的に鑑み、第1項の届出を行った者（第2条第4号に掲げる者に限る。以下この項において同じ。）を協議・連絡会の構成員とすることが著しく適当でないとして判断した場合には、第1項の届出を行った者が協議・連絡会の構成員となることを拒否することができる。

(変更)

第九条 協議・連絡会の構成員（第2条第4号に掲げる者に限る。）は、前条第1項の規定により事務局に届け出た事項を変更しようとするときは、別に定める様式及び方法により、事務局宛にその旨を届け出なければならない。

(退会)

第十条 協議・連絡会の構成員は、協議・連絡会を退会する場合には、別に定める様式及び方法により、事務局宛にその旨を届け出なければならない。

(除名)

第十一条 第2条第3号に該当するものとして構成員となった者が上乗せ基準告示第8条の規定に該当することとなったときは、主宰者は、当該構成員を除名することができる。

2 第2条第4号に該当するものとして構成員となった者が、協議・連絡会の目的に鑑み、著しく適当でない行為を行ったときは、主宰者は、当該構成員を除名することができる。

(協議・連絡会と制度関係機関の連携)

第十二条 協議・連絡会は、報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の活動の中で、育成就労法令、出入国若しくは労働に関する法令又はその他の関係法令の規定に違反する事例を覚知したときは、適切に制度関係機関に情報提供を行うものとする。

2 協議・連絡会は、育成就労法第56条に規定する地域協議会と、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に有用な情報を共有し、緊密に連携するものとする。

(雑則)

第十三条 協議・連絡会は、必要に応じて、本要領の規定の見直しを行う。

- 2 前各条に定めるもののほか、協議・連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局において別途定める。

附則（令和8年5月8日）

この規約は、令和8年5月8日より施行する。